

給与の種類	支給条件		支給日	備考	
	支給対象者	支給率又は支給額			
5 特	校長兼務手当	全日制独立高校の校長が、定時制独立高校の校長を兼務しているとき。	給料×8%	翌月の給料支給日	47.1.1から
	昼夜間兼務手当	昼間課程を本務とする教育職員が夜間課程を兼務したとき、又は夜間課程を本務とする教育職員が昼間課程を兼務したとき。	授業又はその補助を行った時間1時間について720円。	同上	52.4.1から
	保健指導等業務手当	少年自然の家に勤務する保健婦である職員が当該業務に従事したとき。	月額 3,800円	同上	同上
	防疫作業従事職員の手当	農業に関する学科を置く高等学校に勤務する職員が防疫作業に従事したとき。	日額 230円	同上	同上
	機関部作業手当	機関士、操機長、主任操機員及び操機員が練習船福島丸に乗り組み、機関の操作作業に従事したとき。	日額 200円	航海終了後2週間以内	同上
殊	通信教育添削手当	通信制の課程以外の課程を本務とする教育職員が通信教育の添削指導に従事したとき。	添削件数が10件まで1,300円、10件を超える1件ごとに130円加算。	翌月の給料支給日	同上
	通信教育面接指導手当	通信教育実施校の通信制課程以外の課程の教員及び協力校の教員が通信教育の面接指導に従事したとき。	面接指導1時間について920円。	同上	同上
	夜間課程勤務手当	高等学校の夜間課程に勤務することを本務とする職員。	月額 3,800円	同上	同上
勤	舎監業務職員の手当	高等学校又は特殊教育学校に置かれる寄宿舎の舎監を命じられている教員。	勤務1回につき2,500円 自営者養成農業高校等においては勤務1回につき3,200円。	同上	53.4.1改定
	漁獲手当	水産高校練習船の乗務員が漁ろうに従事したとき。	配分基礎額の19.8%の範囲内で乗組員ごとの代数に応じてあな分した額	航海終了後2週間以内	
務 手 当	よう船手当	練習船がよう船された場合に次の船員が乗船し遠洋航海作業に従事したとき。 (1) 船長.....日額 2,600円 (2) 機関長.....日額 2,300円 (3) 通信長.....日額 2,200円 (4) 一等航海士及び一等機関士.....日額 2,100円 (5) 二等航海士及び二等機関士.....日額 1,800円 (6) その他船員法第3条の職員.....日額 1,300円		同上	52.4.1から
	入渠手当	練習船が入渠した場合に船体の修繕作業に従事した次の職員。 (1) 船長.....日額 390円 (2) 機関長.....日額 360円 (3) 通信長.....日額 330円 (4) 一等航海士、一等機関士、二等航海士及び二等機関士.....日額 350円 (5) その他船員法第3条の職員.....日額 280円		翌月の給料支給日	52.4.1から
	特別乗船手当	練習船に乗船し、漁業に関する調査、試験、観測若しくは水産教育の実習指導又は遭難船救助の作業に従事した次の職員。 (1) 船長及びこれと同時と認める者.....日額 530円 (2) 機関長及びこれと同等と認める者.....日額 460円 (3) 通信長、航海士、機関士及びこれと同等と認める者.....日額 330円 (4) その他の職員.....日額 280円		航海終了後2週間以内	同上